平成２７年（フ）第６６４号
仙台市太白区青山２丁目６番５号　ジョイフル青葉201、従前の住所仙台市若林区かすみ町５番24号　クラウンコート201
破産者　平塚　由美
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７１号
秋田県山本郡三種町森岳字木戸沢224番地１鳩田アパート５
破産者　近藤真由美
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第１４０号
山形県上山市金生西２丁目13番24号、前住所東京都中野区沼袋１丁目45番４号　プレシャス沼袋　303
破産者　佐竹　利彦
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７３号
山形市江俣４丁目16番23号　田中ハイツ２号、前住所山形市五十鈴１丁目６番９号　コンシニティー522号
破産者　里見　博行
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４９４号
相模原市中央区光が丘２丁目20番10号　サンライズＤ102号
破産者　成田　　薫（旧姓横内）
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２０８号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏字川原4106番地49　ダイアパレス志賀高原208号室
破産者　竹節　　登
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４２０号
静岡県三島市萩88番地
破産者　勝俣　　猛
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２５９号
静岡県伊東市玖須美元和田727番地の79　山田アパート７号
破産者　鈴木　弘子
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２１号
名古屋市西区南川町301番地
破産者　冨永　一人
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５９３号
愛知県春日井市如意申町８丁目12番地３　エスポワールロイヤル305号
破産者　野村　昌子
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８２４号
神戸市兵庫区熊野町５丁目６番12―201号
破産者　足立　慶子（旧姓坂瀬）
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６５号
愛媛県今治市近見町３丁目４番43号、開始決定時の住所愛媛県今治市広紹寺町１丁目４番９号
破産者　羽藤　繁行
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第５８５号
福岡県遠賀郡水巻町二東１丁目16番１号
破産者　江口二三子
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５１６号
熊本市西区上高橋１丁目９番２―607号、申立時の住所熊本市西区西松尾町3694番地
破産者　西村　惠子
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５９８号
熊本市北区打越町42番15号、前住所熊本市北区山室１丁目８番３号
破産者　久林　　誠
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５９９号
熊本市北区打越町42番15号、前住所熊本市北区山室１丁目８番３号
破産者　久林　和子
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３１５号
沖縄県那覇市前島２丁目15番12号　屋宜ビル202
破産者　宮里　順喜
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第７８号
北海道三笠市榊町460番地31
破産者　森本　充哉
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部